

申請手数料

許可等に関する手数料は、越谷市手数料条例（平成12年条例第8号）の規定により次のとおりです。

1 開発行為許可申請手数料

（都市計画法第29条）

申請事項 開発区域の面積	（自己居住用） 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	（自己業務用） 主として住宅以外の建築物で自己の業務に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	（非自己用） 自己居住用及び自己業務用以外の開発行為
0.1ha 未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6ha 以上 1.0ha 未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0ha 以上 6.0ha 未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0ha 以上	300,000円	480,000円	870,000円

2 開発行為変更許可申請手数料

（都市計画法第35条の2）

次に掲げる額を合算した額（上限額 870,000円）

- （1） 開発行為に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積に応じ上記1に規定する額に10分の1を乗じて得た額。
開発区域の面積については、(2)に規定する変更を伴う場合は変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の開発区域の面積とする。
- （2） 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ上記1に規定する額
- （3） その他の変更 10,000円

3 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料 46,000円
(都市計画法第41条第2項、第35条の2第4項)

4 開発行為許可を受けた土地における予定建築物等以外の建築等許可申請手数料
26,000円
(都市計画法第42条第1項)

5 開発行為許可を受けた土地以外の土地における建築行為等許可申請手数料
(都市計画法第43条第1項))

敷地の面積が0.1ha未満	6,900円
敷地の面積が0.1ha以上 0.3ha未満	18,000円
敷地の面積が0.3ha以上 0.6ha未満	39,000円
敷地の面積が0.6ha以上 1.0ha未満	69,000円
敷地の面積が1.0ha以上	97,000円

6 開発行為許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
(都市計画法第45条)

(自己居住用・自己業務用 開発面積1ha未満) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積1ha未満のもの	1,700円
(自己業務用 開発面積1ha以上) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha以上のもの	2,700円
(その他) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が上記以外のもの	17,000円

7 開発登録簿の写しの交付申請手数料 用紙1枚につき 470円
(都市計画法第47条第5項)

8 適合証明書の交付申請手数料 6,000円
(都市計画法施行規則第60条)